令和元年9月18日 資料No.3 区民文教常任委員会

地域振興課

#### 港区立大平台みなと荘条例の一部を改正する条例について

# 1 改正内容

港区立大平台みなと荘(以下「みなと荘」という。)は、利用率が低下してきていること及び宿泊費用がみなと荘と同額以下の競合する民間宿泊施設(以下「競合施設」という。)が近隣に多数存在することを考慮し、別紙に基づき、新たに利用料金の区分を新設するとともに、一部屋当たりの宿泊人数に応じた価格差を見直した利用料金の上限額に改定します。

## 2 施行期日

令和2年1月1日(同年4月1日以後の利用分について適用)

#### 港区立大平台みなと荘の利用料金の考え方について

#### 1 利用料金区分の新設

利用ニーズの高い休前日及び年末年始等と利用ニーズの低いその他の日との利用料金に価格差を設けるため、利用料金に「休前日等の利用」及び「休前日等以外の利用」の区分を新設します。

なお、「休前日等の利用」の区分は、次の①から③までとします。

- ① 土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)の前日
- ③ 1月1日から同月3日まで並びに12月29日及び同月30日

#### 2 利用料金

#### (1) 2、3人利用の利用料金

平成30年度の一部屋の利用人数は、平均2.73人のため、2、3人利用の利用料金については、「港区公の施設の使用料算出にあたっての基本的な考え方」(平成25年1月15日決定。)に基づき算定した場合の利用料金及び箱根地区の競合施設の価格帯の中間順位に位置する額を参考にして定め、「休前日等の利用」は「12,000円」、「休前日等以外の利用」は「9,000円」とします。

#### (2) 1人利用の利用料金

競合施設では、一部屋の1人利用と2人以上の利用では、価格差を大きく設定している施設もあります。みなと荘における1人利用のコストは現行の利用料金(10,500円)より高く、2人以上の利用を促進する観点から、現行の500円より価格差を設け、高く設定することとし、他区の区民保養施設の平均的な価格差である2,500円を2、3人利用の利用料金に加算し、「休前日等の利用」は「14,500円」、「休前日等以外の利用」は「11,500円」とします。

#### (3) 4、5人利用の利用料金

みなと荘の一部屋の定員は5人であることから、4、5人利用をより促進する ため、現行の500円より価格差を設け、安価に設定することとします。

客室1人当たりのランニングコストは約1,000円なので、2、3人利用の利用料金から2人分の2,000円を減額し、「休前日等の利用」は「10,000円」、「休前日等以外の利用」は「7,000円」とします。

## (4)子供の利用料金

従来どおり、2、3人利用の利用料金の半額とし、「休前日等の利用」は「6,000円」、「休前日等以外の利用」は「4,500円」とします。

宿泊							区利分用		別表(第	(前略)		
크		己		一人			人の一 数利部 用屋		(第九条、第十			
	Р			五〇円〇	四	大人	用体前日等の利		第十七条関係)		改	
六〇						子供	等 の 利	利用			正	
〇九 〇 円〇	(	〇 九 円 〇		五 〇 円 <u>〇</u>	-   -   -	大人	の利用 水前日等以外	料金			案	港
四, 五.					_	子供	等以外					区立大
二人付一 泊							備考					港区立大平台みなと荘条例新旧対照表
備一番	休憩					宿泊	[	区利	別表(第-	(前 略)		と荘条例
しない者をいう。		五人	四人	三人	一人	人	人( 数)	の一部開屋	(第九条、第十七)			新旧対照
	五〇〇円	九、五〇〇円	九、五〇〇円	10,000円	10,000円	一〇、五〇〇円	大人	利用	-七条関係)		現	思表
「大人」とは、子供又は四歳未満の者に該当	二五〇円				五、〇〇〇円		子供	料金			行	
満の者に該当	一人一回					二一食人付泊	備考					

休憩		
	五人	四人
五 〇 円(O	〇 <u>一</u> 〇〇 円〇	           
二五円()		〇 〇 円
五〇円〇	0 円 0	〇七 〇 〇 円 〇
二 五 円(O		〇 円
一人回		

# 備考

- 及び同月三十日の利用をいう。 休日の前日、 日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する この表において「休前日等の利用」とは、土曜日、 一月一日から同月三日まで並びに十二月二十九日 国民の祝
- 二 この表において「大人」とは、子供又は四歳未満の者に該当 しない者をいう。
- 三 この表において「子供」とは、小学生及び四歳以上の小学校 就学の始期に達するまでの者をいう。
- 兀 四歳未満の者の利用料金は、無料とする。

付 則

- 二 この表において「子供」とは、小学生及び四歳以上の小学校 就学の始期に達するまでの者をいう。
- 三 四歳未満の者の利用料金は、無料とする。

1 この条例は、令和二年一月一日から施行する。
2 この条例による改正後の港区立大平台みなと荘条例別表の規定は、
令和二年四月一日以後の利用分について適用し、同日前の利用分(
同年三月三十一日から同年四月一日にかけて宿泊する場合を含む。)
については、なお従前の例による。